

保護者各位

令和2年7月28日

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取扱いについて

志布志市教育委員会

本市においては、これまで新型コロナウイルス感染が13例報告されていますが、すべての方が完治され、退院されました。専門家の御意見を参考に、新しい生活様式に沿った基本的な感染症対策や連絡体制、臨時休業・出席停止扱いの考え方を下記に示させていただきます。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

1 感染症に関する情報提供について

- (1) 保健所、病院等から連絡があった場合
学校（担任または管理職）に可能な限り連絡をしてください。
- (2) 感染の疑いやその可能性が考えられる場合
帰国者・接触者相談センター（志布志保健所 099-472-1021）へ連絡し、その指示に必ず従ってください。その後、学校にも可能な限り連絡をしてください。
※ プライバシー保護の観点から、個人が特定されないように配慮いたします。

2 臨時休業に関する考え方について

臨時休業については、児童生徒、学校職員に感染者が確認できた場合、その学校を臨時休業（3日間程度を原則とし、延長の場合は感染の状況等に応じて判断）とします。また、他の学校の臨時休業については、本市や近隣地域の感染状況や感染者の行動範囲などを踏まえて総合的に判断します。

※ 疫学調査によると、新型コロナウイルスは72時間で死滅するとされていることから、最低でも3日間の休業が必要であると考えております。

3 出席停止扱いに関する考え方について

- (1) 出席停止の扱いとなる主な理由
 - ・ 本人やその家族（同居者）に感染者（濃厚接触の可能性）が認められた場合。
 - ・ 感染者と接触の可能性があり、発熱等の症状がある等、保護者が明確な理由で欠席を申し出た場合、もしくは、保護者の勤め先が児童生徒の欠席を要請した場合

※ 感染が不安で子どもを休ませたい保護者から申し出があった場合は、学校長が判断して登校しないことを認めることができます。
- (2) 出席停止の期間
 - 【児童生徒及び教職員本人が感染した場合】…医療機関からの情報を基に判断
 - 【児童生徒及び教職員が濃厚接触者の場合】…PCR検査が陰性であっても、感染者との最終接触日の翌日から2週間
 - 【保護者や本人の不安感の場合】…状況により個別に判断

4 その他

- (1) 今後も新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～に基づき、児童生徒の学校での感染防止に努めますので、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報を御確認いただき冷静な行動をお願いいたします。
- (2) いろいろな不安をお持ちかと思いますが、どんなことでも遠慮なく学校に相談されてください。